

総量削減義務と排出量取引システム利用規約

制定：平成 23 年 6 月 15 日 23 環都計第 189 号

改正：令和 4 年 4 月 1 日 4 環地総第 47 号

(目的)

第 1 条 総量削減義務と排出量取引システム利用規約（以下「本規約」という。）は、総量削減義務と排出量取引システム（以下「本システム」という。）を利用する場合において必要な事項について定める。

(利用規約の適用)

第 2 条 本規約の適用については、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、本システムの使用を開始した時点で本規約に同意したものとみなす。
- (2) 東京都は、利用者に通知することなく本規約を変更できるものとする。
- (3) 本規約を変更後に、利用者が本システムの使用を継続する場合には、利用者は変更後の条項に同意したものとみなす。

(利用時間)

第 3 条 本システムの利用時間については、次のとおりとする。

- (1) 本システムの利用時間については、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、特に指定した場合については、この限りではない。
- (2) 本システムの保守等の必要がある場合については、(1)にかかわらず、東京都は利用者への事前通知を行うことなく、本システムの運用を停止、休止、中断等を行うことができる。

(利用者の責任)

第 4 条 利用者は、本システムの利用に当たり、使用するコンピュータ、通信機器、回線等について、ウイルス感染防止等必要なセキュリティ対策を実施した上で、安全かつ正常に稼動する環境を確保しなければならない。

(禁止事項)

第 5 条 本システムの利用に当たり、利用者は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本システムの画像、文字等について、東京都に無断で他のホームページ、印刷物等に転載すること。
- (2) 本システムに対して不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

- (4) 故意又は過失を問わず、本システムに対してウイルスに感染したコンピュータ又は感染している可能性のあるコンピュータにてアクセスすること。
- (5) 故意又は過失を問わず、本システムに対してマルウェアに感染したファイルを送信すること。
- (6) 本システムの趣旨に照らして本来の機能の目的とは異なる目的で利用すること。
- (7) 本システムに含まれるコンテンツの修正、複製、改ざん、販売等を行うこと。
- (8) その他法令等に違反すると認められる行為を行うこと。

(ユーザーID 及びパスワードの管理等)

第6条 ユーザーID 及びパスワードの管理については、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、取得したユーザーID 及び自ら登録したパスワードについて、自己の責任において厳重に管理し、第三者への漏えい防止に努めなければならない。
- (2) 利用者は、ユーザーID を必要とする手続においては、必要な全関係者の承認を得た上で申請を行う。
- (3) 利用者は、他者にユーザーID を引き継ぐ場合は事前に申請をした上で、事業所の個別の情報が閲覧可能になることを了承する。ただし、別のユーザーID を使用する場合はこの限りではない。なお、これらの場合において、パスワードについては適切に取り扱うものとする。
- (4) ユーザーID を必要とする手続においては、利用されたユーザーID 及びパスワードに基づき、すべて当該ユーザーID の利用者による行為であり、かつ、すべて当該利用者の意思により手続が行われたものとみなす。

(口座及びクレジットの取扱い)

第7条 本システムにおける口座及びクレジット等の取扱いは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）に準拠するものとする。

(電子申請の取扱い)

第8条 本システムにおける電子申請等の取扱いは、東京デジタルファースト条例（平成16年東京都条例第147号）及び東京デジタルファースト条例施行規則（令和2年東京都規則第146号）に準拠するものとする。

(電子申請の利用)

第9条 電子申請の利用については、次のとおりとする。

- (1) 電子申請の対象となる申請は別表1のとおりとする
- (2) 電子申請における利用上の留意点については、別表2のとおりとする

(免責事項)

第 10 条 東京都は、次に掲げる事項について、都の重過失によるものを除き、責任を負わないものとする。

- (1) 本システムに起因しないコンピュータ、通信機器及び回線の瑕疵、障害その他の問題の発生により生じた損害
- (2) コンピュータ、ソフトウェア等の偽造、変造若しくは盗用又は不正使用等により使用者が利用者本人でなかったことにより生じた損害
- (3) ユーザーID 及びパスワードの盗用又は不正使用等により発生した損害
- (4) 本システムにおけるクレジット等の移転、見積支援その他の行為につき、本システムの処理遅延、利用不能、誤処理等により生じた損害
- (5) 口座名義人及び口座管理者が見積支援機能に登録された情報を用いて行う判断
- (6) 地震、津波、台風等の天災、火災、停電等により生じた損害
- (7) 都の責めに帰すべからざる事由により発生した本システムのハードウェアその他の設備の障害により生じた損害
- (8) 前各号に掲げるもののほか、利用者が本規約に違反した場合、都の責めに帰すべき事由がない場合、又は不可抗力により損害が発生した場合

(損害賠償請求)

第 11 条 東京都は、利用者が第 4 条又は第 5 条に違反する行為に起因して東京都に損害を与えた場合は、当該利用者によるその損害の賠償を請求することができる。

(著作権及び産業財産権等)

第 12 条 本システムが利用者に対して提供するコンテンツに係る著作権、産業財産権等については、東京都に帰属しており、国際著作権及び日本国の著作権関連法令によって保護されている。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 13 条 本規約は、日本法に準拠し解釈されるものとする。また、本システムの利用に関して紛争が生じた場合については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

附則

この規約は、平成23年6月15日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 電子申請の対象となる申請

番号	申請書類名称等
1	地球温暖化対策計画書の提出
2	指定相当地球温暖化対策計画書提出書の提出
3	基準排出量決定申請書の提出
4	基準排出量変更申請書の提出
5	基準排出量変更申請書に係る増減量及び変更量確定値の提出
6	事業所区域変更申請書（新事業所用・旧事業所用）の提出
7	優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書の提出
8	優良特定地球温暖化対策事業所適合状況報告書の提出
9	所有事業者等届出書の届出
10	指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書の届出
11	指定地球温暖化対策事業者変更届出書の提出
12	指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の届出
13	指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書の提出
14	その他ガス削減量モニタリング計画（新規）書の提出
15	その他ガス基準排出量算定報告（新規）書の提出
16	その他ガス削減量算定報告書の提出
17	その他ガス削減量モニタリング計画（変更）書の提出
18	その他ガス基準排出量算定報告（変更）書の提出
19	前事業者排出量把握申請書の提出

別表2 電子申請における利用上の留意点

項目	詳細
電子申請の利用申請	利用者は事前に東京都に対して書面で当該電子申請の利用申請を行う
電子申請の收受	東京都は、電子申請を受け付けるに当たり、書面での提出が必要な申請がある場合は、全ての提出をもって收受したものとし、申請書類については、收受後審査を開始する。
利用者数の制限	東京都は、システムに障害を受けた場合等は、利用者への事前通知を行うことなく、利用者数の制限を行うことができる。